

第5回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	6番	阿部和夫
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第20号 非農地証明について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 17 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和 7 年第 5 回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席ですので欠席、遅刻委員はございません。それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、5 番佐々木委員、6 番阿部委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 7 年 4 月 15 日（月）西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会
（会長・事務局長）

議長 それでは議案に入ります。議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。今回申請が 2 件ございました。それでは、（番号 1）についてご説明させていただきます。譲渡人が芝町の A さんと B さん、譲受人が芝町の C さんです。土地の所在は、外江町、畑、255㎡、畑、500㎡、畑、1222㎡、畑、730㎡の計 4 筆で 2707㎡です。現在 D さんという方が借りており、来年の 11 月の収穫までは使いたいということだったので、所有権移転後は引き続き D さんが使われます。来年の収穫が終わりましたら、C さんが露地野菜を栽培するとのことです。地図は 2 ページです。内浜産業道路の北側角地です。次に、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も農地として利用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業も従事するということが可能でございますので、可能と見込まれます。第 5 号の転貸禁止要件には該当いたしません。第 6 号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農

地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、築谷委員、角委員、古徳委員にお願いしました。議案の説明は以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

古徳委員 現地は、内浜産業道路沿いの理容院から東に2本目の道沿いが申請場所になります。現状使っておられますので、問題はないと思います。
皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)について説明させていただきます。譲渡人が森岡町のEさん、譲受人が渡町のFさんです。所在は森岡町、畑、872㎡です。譲受人の家が申請地の道路を挟んですぐで、ネギ、サツマイモの栽培経験があるとのこと、所有権移転後は露地野菜等を栽培ということで申請が上がっております。地図は3ページをご覧ください。小学校の通りで、川から西に3本目の角地です。通りとしては神社の東側の通りを南に進んだところですが、それでは続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は農地として使われるということなので、農地を効率的に利用できると思込めます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込めます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は先ほどと同様、

築谷委員、角委員、古徳委員にお願いしました。議案の説明は以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

古徳委員 現地は、地図を見てもらうと、右上の方に信号があるのですが、この信号を西側に3本目を南に曲がって500メートル入ったところになるのですが、畑の中の道なので軽自動車がようやく通れる道です。その奥にFさんの自宅があって、その向かい側になります。自宅の前の土地なので問題はないと思います。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、(番号2)は原案のとおり承認されました。続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請書について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請書について」説明いたします。議案は4から6ページです。今回2件の申請がございました。申請番号1は譲渡人が高松町のGさん、高松町のHさん、高松町のIさんです。譲受人は香川県のJさんです。土地の所在は高松町、田、221㎡、田、171㎡、畑、312㎡、田、399㎡、田、76㎡の合計5筆で、1179㎡です。申請地を売買により所有権移転後、蓄電池設備設置の敷地として転用したいとのことです。地図は6ページです。駅の南側で、線路をはさんで発電所の東側になります。鉄道の駅から300メートル以内のため第3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、築谷委員、角委員、古徳委員にお願いしました。ここで譲受人が同じ方なので、申請番号2も説明させていただきます。譲渡人が竹内町のKさん、高松町のLさん、兵庫県のMさんです。譲受人は香川県のJさんです。土地の所在は高松町、畑、85㎡、畑、258㎡、畑、147㎡、田、22㎡、田、16㎡、畑、43㎡、畑、180㎡、畑、29㎡の合計8

筆で、780㎡です。申請地を売買により所有権移転後、蓄電池設備設置の敷地として転用したいとのことです。地図は6ページです。駅のすぐ東側です。鉄道の駅から300メートル以内のため第3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、のり面に種子散布等を行い、新設の水路、溜枡を設置することによって、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、築谷委員、角委員、古徳委員にお願いしました。議案の説明は以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

角 委 員 現地は、駅の東側になります。作付けはもう何年も前からされていない農地です。しかし、駅に入るところの農地は作付けをされている農地があります。ここの農地の所有者への同意はとってありますか。

事 務 局 こちらの同意書はとっていません。行政書士さんに確認したところ、いまのところ同意はとらないとのこと聞いております。以上です。

角 委 員 場所的には蓄電池設置の問題はないと思っています。皆様のご審議をお願いします。

橋本委員 勉強不足なのですが、蓄電池とは、どんなものですか。

事 務 局 蓄電池は太陽光パネルとは違いまして、四角いコンデンサーのような物になっていまして、高さが4メートル程のものを何基かそろえる形で計画しています。現段階では電柱のほうから蓄電して、電気不足の時に放出して利益を得る。今後、周辺に太陽光が出た場合には、こちら蓄電することが出来るということを見据えて設置となっております。こちら数基設置する予定となっております。北側の申請番号2番ですと、蓄電システム4台とパワーコンデンサーも必要になりますので、16台ほど設けておりまして、その関係でこの面積となっております。

阿部委員 今までのソーラーと違って、整地してコンクリートをしてきちんとした土台を作るということですね。

事 務 局 盛土をしてならずということです。蓄電しておいて、電気不足が発生した時

に、売電するということです。最近、そういう趣旨の業者の方がおられるようで、蓄電をして、タイミングがいい時に売電をするそうです。カタログまではもらっていませんが、設計図面等をいただいています。コンデンサーの幅が3メートル、厚みが2メートル、蓄電池コンテナの方も幅が6メートル、厚みが2メートルという感じのものになります。申請番号1の方も同じ台数を設置する予定となっています。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

足立晋哉
委 員 騒音の問題はないですか。

事 務 局 多少の音は出るとの事で、住宅地から離れたところに設置をしているので、騒音や景観への被害は最低限に抑えられる場所を選んでいます。

足立晋哉
委 員 現在設置してある場所で苦情等はでていませんか。

事 務 局 蓄電池は、境港市には現在ありません。県内でも最近、出来始めていますが具体例というものはありません。

足立晋哉
委 員 近隣には住宅がないということでしたが、作業中にどのくらいの騒音がでるかわからないので、耕作者には同意をとった方がいいのではないですか。

事 務 局 業者の方にも相談して、同意をとってもらうように手配をしておきます。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第20号「非農地証明」について説明をお願いします。

事 務 局 先ほどご指摘のありました、農地法5条の転用ですけれども、同意書をつけていただいて、確認したのちに転用の申請を県の方にあげさせていただく形にさせていただきます。

続きまして、議案第20号「非農地証明について」ご説明いたします。議案は7ページから8ページです。申請者は清水町のNさんです。土地の所在は渡町、59㎡です。申請者は昭和62年に相続しており、少なくとも50年以上前から畑として利用されておらず、農地としての利用は困難とのことで申請が上がっております。地図は8ページです。保育所の前の道を西に進み北側に墓地のある道を入った住宅が並ぶ中の敷地です。現地調査は築谷委員、角委員、古徳委員です。議案の説明は以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

築谷委員 現地は、渡町の中の方で分かりにくいですが、写真では右下、広く見えますが、軽自動車が2台くらいの敷地です。現地までは軽自動車が入っていける道幅です。家庭菜園としても狭い土地です。皆さんのご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第21号「農用地利用集積等促進計画(案)」について説明をお願いします。議案内容に関係しますので河岡委員、佐々木委員は退席をお願いします。

(河岡委員、佐々木委員が退室)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号「農用地利用集積等促進計画(案)」について」ご説明させていただきます。議案は9ページから11ページとなっております。今回29件ございます。新規が23件、付け替えが6件ございます。議案の説明は以上です。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

(河岡委員、佐々木委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第17号 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書
について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○全国農業委員会会長大会 (会長) 令和7年5月28日 (水)
29日 (木)

○第6回境港市農業委員会総会 (第1会議室)

◆午後1時30分～ 令和7年6月10日 (火)

・農業委員会情報 市報6月号「畑の貸し借りについて」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からごさいませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上をもちまして令和7年第5回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年5月12日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
